

## 「財政健全化法」と市民・議会・市長の努力

夕張市の財政破綻を期に平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。平成19年度決算時（平成20年9月頃）に指標の公表、平成20年度決算時（平成21年9月）には「財政健全化計画・財政再生計画」の策定が地方自治体に義務付けられます。

「地方分権」と叫ばれて久しいですが、この法律による国からの「健全化計画・再生計画」策定と実施の義務付けは、今なお地方財政の起債残高が増え続けている現状からして、結局のところ地方自治体は国の監視下に置かざるを得ないと考えてもしかたがないところがあります。

「財政破綻」への要因はまずその自治体の首長の姿勢にあると考えられますが、次いでそれをコントロールすべき議会の能力や努力不足にもあります。加えて、住民にも自らの住む自治体財政を把握しようとする意欲・情報が残念ながら不足しています。

ただ、この法律もひとつの契機として行政と住民との本来の自治体のあり方を考える機会にしなければなりません。

市民は自治体運営に積極的に興味を持ち、議員も市民の意思反映・市の発展・行政運営のバランスを考慮しながら行政に進言・行動し、市長は市全体・市の将来を見渡しながら的確に事業を執行していかなければなりません。

加えて、淡路島が3市体制となり行政運営面でも淡路島レベルでの連携がこれまで以上に必要になってきています。

コミュニティー（自治会組織等）を崩壊させるのではなく、それぞれの地域性を活かしながら、淡路島全体の発展を考えなければならない時期にきています。